

# 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)-③ 認定のご案内【原油仕入価格の上昇(指定業種の影響大)】

この申請書は、兼業者(※1)であって、1以上の指定業種(主たる業種(※2)かどうかを問わない)に属する事業を行っている場合(=指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていない場合)に使用してください。

(※1) 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいいます。

(※2) 主たる業種とは、原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種をいいます。

千代田区では申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種(日本標準産業分類の細分類業種)に属する事業を行う中小企業者で下記の条件に該当する場合の認定を行っています。

この認定を受けることにより、東京信用保証協会の保証枠が原則として広がります。

## ● 次の条件に該当する中小企業者

1. 区内の中小企業者であること  
申請者が法人の場合 - 区内に本店登記がある方  
申請者が個人の場合 - 区内に事業所がある方
  2. 経済産業大臣の指定を受けた業種(注1)の事業を営んでいること
  3. 以下の要件のいずれも満たすこと。
    - ① 指定業種に係る原油等(注2)の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること  
(原油等の仕入単価の上昇率)
    - ② 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上であること(原油等への依存率)
    - ③ 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること(指定業種に係る価格転嫁の状況)
    - ④ 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること(企業全体に係る価格転嫁の状況)
- (注1) 業種の指定は、期間・業種ごとに細かく定義されています。  
詳しくは、中小企業庁ホームページの「セーフティネット保証制度」をご覧ください。  
URL = [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)
- (注2) 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油、その他の炭化水素油(重油)及び石油ガス(液化したものを含む)を指します。

## ● 申請に必要な書類

1. 認定申請書・認定書・申請書ロ-③の添付資料(2ページ)【各1枚】
2. 最近3ヶ月間(申請月の前月又は前々月まで)の試算表及び前年同期の試算表  
(原油等の仕入価格が確認できるもの)
3. 原油等の仕入単価の最近1ヶ月間の価格と前年同期価格が確認できるもの(仕入伝票等)
4. 最新の決算における損益計算書等(売上原価が確認できるもの)  
(2~4の書類については、各指定事業の内訳のわかる資料(様式は自由)を提出してください)
5. 確定申告書の写し(税務署受付印及び事業所所在地が明記されたページの写し)  
\* 電子申告の方は、受付メールなど申告が確認できるものを添付してください。
6. 法人事業者: 商業登記簿謄本1通(3ヶ月以内に発行されたもの)  
個人事業者: 確定申告を千代田区で行っていない場合のみ、特別区民税・都民税(事務所・事業所分)納税証明書1通
7. 許認可の必要な業種の場合 許認可証の写し

※ 認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

この書類は千代田区役所ホームページ「セーフティネット保証制度」からダウンロードできます。

申込・問合せ先

千代田区役所 商工観光課 経営相談・融資担当

TEL 03-5211-4344

# 【記入上の注意】

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ-③）

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者住所  
名称及び  
代表者氏名  
連絡先

私は、表指定業種のうち、最近1年間（表）で最も売上高の大きい事業（表）にかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障をきたしていること、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

〇〇〇卸売業

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

小数点第2位  
以下切り捨て

① 記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円  
e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

② 体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C：申込時点における最新の全体の売上原価 円  
S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③ - 1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円  
b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

③ - 2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円  
b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

（注1）本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

（注3）P1 > 0、かつ、P2 > 0となっていること。

※ 「各指定事業の内訳のわかる資料」の様式は自由です。

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ-③）

千代田区長 殿

令和 年 月 日

申請者住所  
名称及び  
代表者氏名  
連絡先

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

① 記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

② 体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C：申込時点における最新の全体の売上原価

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③ - 1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

④ - 2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1 > 0、かつ、P2 > 0となっていること。

認定番号 第 号 令和 年 月 日

上記のとおり申請がありましたので、認定してよろしいかお伺いいたします。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日

商工観光課長	商工融資係長	商工融資係員

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書（ロ-③）

千代田区長 殿

令和 年 月 日

申請者住所  
名称及び  
代表者氏名

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

④ 記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

⑤ 体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C：申込時点における最新の全体の売上原価 円

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

⑥ -1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

⑥ -2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1 > 0、かつ、P2 > 0となっていること。

認定番号 第 号 令和 年 月 日

上記の者は、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に該当する中小企業者であることを認定する。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

千代田区長

申請者名： \_\_\_\_\_

(表1：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇)

a. 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価	b. 指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率
円 【E】	円 【e】	% 【E/e × 100 - 100】

(表2：指定業種に係る原油等の仕入価格)

c. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種 (※1・2)	d. 指定業種に係る原油等の仕入価格
	円
	円
合計	円 【S】

※1：認定申請書の表には、c. 欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のための記載でも可。

※2：指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

(表3：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合)

全体の売上原価 (a)	指定業種に係る原油等の仕入価格 (b)	全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 (b/a × 100)
円 【C】	円 【S】	%

(表4：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況)

指定業種 (※)	最近3か月の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a)	最近3か月の指定業種に係る売上高 (b)	(a/b × 100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の指定業種に係る売上高 (d)	(c/d × 100)
	円	円	%	円	円	%
	円	円	%	円	円	%
合計	円 【A1】	円 【B1】	%	円 【a1】	円 【b1】	%

※：表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

(表5：全体に係る製品等価格への転嫁の状況)

最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a)	最近3か月間の全体の売上高 (b)	(a/b × 100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の全体の売上高 (d)	(c/d × 100)
円	円	%	円	円	%
【A1】	【B2】		【a1】	【b2】	

(注) 申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など）、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。